

法務省矯少第 2 1 0 号  
令和 5 年 1 1 月 2 8 日

矯正管区長 殿  
少年院長 殿  
刑事施設の長 殿（鹿児島、沖縄）（参考送付）  
少年鑑別所長 殿（参考送付）  
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 花 村 博 文  
（公印省略）

在院者の社会復帰支援に関する訓令の運用について（依命通達）

標記について、下記のとおり定め、在院者の社会復帰支援に関する訓令の一部を改正する訓令（令和 5 年法務省矯少訓第 6 号大臣訓令）の施行の日（令和 5 年 1 2 月 1 日）から実施することとしたので、在院者の社会復帰支援に関する訓令（平成 2 7 年法務省矯少訓第 4 号大臣訓令）の運用に当たっては、遺漏ないように配意願います。

なお、平成 2 7 年 5 月 2 7 日付け法務省矯少第 1 3 5 号当職依命通達「在院者の社会復帰支援に関する訓令の運用について」は、令和 5 年 1 1 月 3 0 日をもって廃止します。

#### 記

##### 1 支援対象者について（訓令第 3 条関係）

少年院の長は、在院者が在院者の社会復帰支援に関する訓令（平成 2 7 年法務省矯少訓第 4 号大臣訓令。以下「訓令」という。）第 3 条第 4 号に掲げる者に該当するか否かの判断に当たっては、次に掲げる事情を考慮すること。

- (1) 暴力団に所属していること。
- (2) 薬物、アルコール等の依存傾向があること。
- (3) 交友関係に問題を有していること。
- (4) 被害者等に対する謝罪、被害弁償等の実現に当たり問題を有していること。
- (5) その他出院後に自立した生活を営む上での困難を有していること。

##### 2 社会復帰支援の内容等

少年院の長は、社会復帰支援として、支援対象者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 引受人又は引受人以外の者であって在院者が出院した後にその者の改善更生のために協力するものの確保、出院後の適切な住居その他の帰住先の確保及び当該帰住先への帰住のための支援
  - (2) 出院後に適切な医療又は療養を受けるための入院又は通院が可能な医療機関の確保のための支援
  - (3) 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得その他の福祉サービスを受けるために必要な手続の実施のための支援
  - (4) 在籍する学校への復学若しくは上級学校等への進学のための支援又は公共職業安定所等への職業相談若しくは雇用を希望する企業等との面接等による就業先の確保のための支援
  - (5) 警察機関への相談等により暴力団から離脱するための手続の実施のための支援
  - (6) 出院後に薬物、アルコール等の依存傾向から回復するために入院又は通院が可能な医療機関の確保及び出院後にリハビリするために参加が可能な自助団体等の確保のための支援
  - (7) 不適切な交友関係を断絶し、適切な交友関係を得るための支援
  - (8) 被害者等に対する謝罪、被害弁償等の実施のための支援
  - (9) その他健全な社会生活を営むために少年院の長が必要と認める支援
- 3 少年院の外で行う社会復帰支援（訓令第5条関係）
- (1) 少年院法（平成26年法律第58号。以下「法」という。）第44条第2項の支援として、次に掲げる支援を行うものとする。こと。
    - ア 支援対象者に更生保護施設その他の宿泊場所を供与する者を訪問させること。
    - イ 支援対象者に出院後に通院し、又は必要な医療を受ける可能性がある医療機関を訪問させること。
    - ウ 支援対象者に出院後に福祉サービス等を受けるために必要な手続を行うための公的機関等又は出院後に入所若しくは利用を予定している福祉施設等の見学又は体験入所をさせること。
    - エ 支援対象者に障害福祉サービス事業者等の関係機関又は自助団体の職員と少年院の職員とのケース会議に参加させること。
    - オ 支援対象者に復学予定である学校との調整のため、学校等を訪問させ、又は進学予定である学校における入学試験の受験のため、当該試験会場を訪問させること。
    - カ 支援対象者に公共職業安定所その他の公的機関を訪問させ、企業が開催する説明会に参加させ、事業所を見学させ、又は採用面接に臨ませること。
    - キ 支援対象者に暴力団から離脱するため警察機関又は暴力団離脱を支援する団体等を訪問させること。
    - ク 支援対象者に薬物、アルコール等への依存からの回復やリハビリのため

の自助団体等の施設を見学させ、又は当該施設に体験入所等させること。  
ケ 被害者等に対する謝罪、被害弁償等のため警察又は法律の専門家等を訪問させること。

コ その他社会復帰支援を効果的に行うために支援対象者に施設外の適当な場所で行わせることが必要と認められることを行わせること。

(2) 少年院の外で行う社会復帰支援の実施に当たっては、支援対象者の特性に応じ、地域住民等に与える影響及び保安上の留意点について配慮すること。

#### 4 支援方針の明確化（訓令第 6 条関係）

(1) 少年院の長は、支援方針を明確にするため、少年院の職員その他必要と認めた者に面接を実施させるなどして、随時、支援対象者の意向及び必要な支援内容の把握に努めること。

(2) 少年院の長は、支援方針を明確にするに当たって、上記(1)において把握した支援対象者の意向及び必要な支援内容のほか、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成 20 年法務省保観訓第 261 号大臣訓令）第 153 条の規定により支援対象者の帰住予定地を管轄する保護観察所の長から送付される生活環境調整状況通知書及びこれに添付される同規程第 147 条に規定する生活環境の調整の計画の内容等を考慮すること。

#### 5 社会復帰支援の実施に当たっての留意事項

少年院の長は、社会復帰支援の実施に当たっては、次の点に留意すること。

(1) 社会復帰支援の実施に当たっては、社会復帰支援を所管する部署と関係部署を連携させ、効果的な実施を図ること。

(2) 必要に応じて関係機関等の協力を得つつ、少年院の職員に対する適切な社会復帰支援の実施に資することを目的とする研修を実施すること。

(3) 法第 18 条第 1 項の規定により、関係機関等に対し、協力を求めるなどの工夫をすること。その場合において、同条第 2 項の規定を関係機関等に説明するなどして、秘密の保持に留意すること。

なお、支援対象者の個人情報については、支援対象者の円滑な社会復帰に資する範囲に限り、あらかじめ支援対象者本人及び支援対象者が未成年の場合はその保護者等の同意を得て、同支援に関係する機関に提供するものとする。

(4) 社会復帰支援を実施した場合は、少年簿及び収容事務関係各帳簿に関する訓令（平成 27 年法務省矯少訓第 15 号大臣訓令）様式第 13 号の処遇記録票にその旨を記載すること。

(5) 支援対象者を他の少年院に移送する場合、社会復帰支援の内容、経過等

について、移送先の少年院に引き継ぐこと。

(6) 次に掲げる通達の対象となる支援対象者については、本通達のほか、当該通達に基づき社会復帰支援を実施すること。

ア 令和 3 年 3 月 2 9 日付け法務省保観第 3 4 号当職・保護局長連名通達  
「少年院に送致された者に対する処遇及び生活環境の調整等の充実強化  
について」

イ 令和 3 年 3 月 3 1 日付け法務省保観第 4 4 号当職・保護局長連名通達  
「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰  
に向けた保護、生活環境の調整等について」

ウ 令和 5 年 5 月 1 6 日付け法務省矯成第 7 9 9 号当職通達「受刑者及び少  
年院在院者に対する就労支援の実施について」

エ 平成 6 年 8 月 2 6 日付け法務省矯保第 2 1 9 8 号当職通達「暴力団関  
係被収容者の暴力団からの離脱等に関する警察機関との協力について」